

税務の専門家も参考にする

相続税質疑応答集

【第3版】

はしがき

相続税は、一生のうちに何度も遭遇することがなく、一般に馴染みが薄い税ですが、多くの方が頭を悩ます税でもあります。また、相続税法には、相続や遺贈に関する規定がなく、相続税の課税原因等に関する規定は、すべて民法の規定を借用しているため、相続税を理解するためには、民法の基礎知識等も必要となります。

本書は、遺言や遺産分割などの相続税の課税原因となる民法の基礎的な知識、相続税の課税価格とその計算方法や非課税財産、債務、葬式費用などの相続税に関する様々な取扱い、小規模宅地の特例、信託課税などについて、重要な事例、誤りやすい事例、多くの実務家が疑問に思う事例などを中心に、Q & Aの方式により、わかりやすく解説しています。

特に、解説には、民法や相続税法のほか、家事事件手続法等の相続に関連する法令や相続税法の解釈通達、相続税の課税上参考となる裁判例や審査裁決、国税庁の質疑応答事例等を示すとともに、これらを各事例の末尾に参考として掲載しています。

今回、第3版の発行に当たって、共同相続人間で相続分の無償譲渡が行われた場合の課税関係、民法改正に伴う配偶者居住権・特別寄与料制度の課税関係、売買契約直後に売買当事者に相続が開始した場合の課税関係、人身傷害補償保険金を受け取った場合の課税関係、相続開始時に支払額が未確定であった債務の債務控除、改正された小規模宅地等の特例及び創設された非上場株式等についての贈与税及び相続税の納税猶予及び免除の特例など、新たに13問を追加しました。

これから相続税について勉強しようとしている方や既に実務に携わっている税務の専門家である税理士の先生方に、相続や相続税に関する各種法令や通達、裁判例や審査裁決に基づき、正しく理解していただけるように配意して作成しています。

最後に、本書の執筆にご協力いただいた宮原弘之税理士及び本書刊行の機会を与えてくださった法令出版の皆様に対して心から感謝申し上げます。

令和元年 11 月

新 井 宏

目 次

第 1 章 相続税の課税原因等

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| 1 | 失踪宣告とその取消しの効果 | 2 |
| 2 | 認定死亡 | 7 |
| 3 | 認知 | 9 |
| 4 | 死後認知と価額支払請求 | 14 |
| 5 | 遺言の種類及びその方式①－普通方式の遺言 | 18 |
| 6 | 遺言の種類及びその方式②－特別方式の遺言 | 22 |
| 7 | 自筆証書遺言による遺言書の保管と執行 | 25 |
| 8 | 包括遺贈と特定遺贈 | 29 |
| 9 | 遺贈と死因贈与 | 32 |
| 10 | 死因贈与の課税上の取扱い | 35 |
| 11 | 口頭による死因贈与 | 40 |
| 12 | 遺言の撤回と課税 | 42 |
| 13 | 遺言書と異なる内容の遺産分割協議を行った場合の課税 | 45 |
| 14 | 「相続させる」旨の遺言の性質とその課税関係 | 50 |
| 15 | 停止条件付遺贈があった場合の相続税の申告 | 57 |
| 16 | 相続の承認 | 59 |
| 17 | 限定承認 | 63 |
| 18 | 限定承認による課税上の取扱い | 67 |
| 19 | 相続放棄 | 72 |
| 20 | 遺産分割 | 75 |
| 21 | 具体的分割方法 | 81 |
| 22 | 遺言による遺産分割方法の指定と換価分割及び代償分割の 課税関係 | 84 |
| 23 | 共同相続人間で相続分の無償譲渡が行われた場合の課税関係 | 91 |

| | | |
|----|------------------------|-----|
| 24 | 胎児がいるときの遺産分割協議及び相続税の課税 | 97 |
| 25 | 相続人が未成年者である場合の遺産分割協議 | 101 |
| 26 | 行方不明者がいる場合の分割協議 | 104 |
| 27 | 特別受益 | 106 |
| 28 | 特別受益証明書の効力 | 110 |
| 29 | 寄与分 | 113 |
| 30 | 遺留分とその侵害額の請求 | 116 |
| 31 | 遺留分の事前放棄 | 123 |
| 32 | 相続回復請求権 | 126 |
| 33 | 共同相続人間の相続回復請求権と短期消滅時効 | 129 |
| 34 | 特別縁故者に対する相続財産の分与と相続税課税 | 132 |
| 35 | 配偶者居住権とその課税関係 | 138 |
| 36 | 特別寄与料制度とその課税関係 | 145 |

第2章 相続税の課税価格と相続税の計算

| | | |
|----|------------------------------|-----|
| 37 | 相続税の概要 | 152 |
| 38 | 相続税の計算の概要 | 155 |
| 39 | 相続税の総額の計算 | 158 |
| 40 | 相続放棄があった場合の相続人 | 160 |
| 41 | 同時に死亡した場合の相続と相続税の申告 | 164 |
| 42 | 相続税法上の養子の数に制限を受ける場合 | 166 |
| 43 | 実子とみなされる養子の範囲及び身分が重複する場合の相続分 | 169 |
| 44 | 遺産分割後に判明した事情による分割のやり直しと課税関係 | 174 |
| 45 | 代償分割と相続税の課税 | 177 |
| 46 | 代償財産の価額 | 180 |
| 47 | 支払期日未到来の既経過家賃と相続財産 | 184 |
| 48 | 売買契約直後に買主に相続が開始した場合の相続税の課税関係 | 187 |
| 49 | 売買契約直後に売主に相続が開始した場合の相続税の | |

| | | |
|----|-------------------------------------|-----|
| | 課税関係 | 192 |
| 50 | 雇用主が保険料を支払っていた場合の相続財産とみなされる生命保険金 | 197 |
| 51 | 保険事故が発生していない生命保険契約を相続人が引き継いだ場合の課税関係 | 201 |
| 52 | 契約者貸付金のある生命保険金 | 204 |
| 53 | 相続放棄をした場合の生命保険金と相続税の非課税規定の適用 | 207 |
| 54 | 死亡退職金及び弔慰金等の取扱い | 210 |
| 55 | 生前退職に伴う退職金が死亡後に確定した場合の課税関係 | 214 |
| 56 | 相続税の申告後に支払が確定した被相続人の退職手当金の課税関係 | 217 |
| 57 | 被相続人の死亡後に支給期が到来する給与等の課税関係 | 221 |
| 58 | 退職手当金の受取人の判定 | 224 |
| 59 | 生命保険契約に基づく年金受給権の課税関係 | 228 |

第3章 相続税の非課税財産等

| | | |
|----|-------------------------------|-----|
| 60 | 庭内神し及びその敷地の非課税財産性 | 232 |
| 61 | 古墳の敷地（周知の埋蔵文化財包蔵地）の課税関係 | 236 |
| 62 | 個人立幼稚園の財産の非課税 | 243 |
| 63 | 個人立幼稚園に係る教育用財産の範囲 | 249 |
| 64 | 生命保険金の一部を特定公益法人に寄付した場合の非課税の計算 | 252 |
| 65 | 特定公益信託の信託財産の非課税 | 256 |
| 66 | 国や公益法人等へ相続財産を寄付した場合の相続税の課税関係 | 262 |
| 67 | 相続等により取得した財産に甚大な被害を受けた場合 | 266 |
| 68 | 損害賠償金と相続税課税 | 270 |
| 69 | 人身傷害補償保険金を受け取った場合の課税関係 | 277 |

第4章 相続債務及び葬式費用

| | | |
|----|--------------------------------------|-----|
| 70 | 控除できる債務 | 284 |
| 71 | 債務が控除不足となる場合の課税価格 | 288 |
| 72 | 相続開始後に納期が到来する固定資産税の債務控除 | 292 |
| 73 | 被相続人に対する重加算税 | 296 |
| 74 | 徴収猶予されていた公共下水道の負担金の債務控除 | 298 |
| 75 | 遺言執行費用と債務控除 | 304 |
| 76 | 相続開始時に支払額が未確定であった債務の債務控除 | 307 |
| 77 | 相続人が相続開始後に履行した保証債務と債務控除 | 311 |
| 78 | 被相続人の生前の係争に係る裁判費用と債務控除 | 315 |
| 79 | 遺贈により取得した財産から支払った葬式費用の債務控除 | 319 |
| 80 | 譲渡担保契約により他に移転した財産の相続税の課税関係 及び債務控除 | 325 |
| 81 | 葬式費用の範囲 | 330 |
| 82 | 香典及び香典返しの費用 | 333 |

第5章 税額加算・税額控除等

| | | |
|----|---------------------------------------|-----|
| 83 | 養子が相続放棄した場合及び孫が養子となった場合の 相続税額の2割加算 | 338 |
| 84 | 被相続人の甥が代襲相続人となった場合の相続税額の 2割加算 | 343 |
| 85 | 養子縁組前に生まれた養子の子に対する相続税額の 2割加算 | 347 |
| 86 | 被相続人の直系卑属でない者が養子となっている場合の 相続税の2割加算 | 351 |
| 87 | 法定相続人の数から除外される養子に係る相続税額の 2割加算 | 353 |
| 88 | 生前贈与財産の加算 | 355 |
| 89 | 贈与税の配偶者控除を受けた財産に係る生前贈与加算 | 362 |

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 90 | 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の生前贈与加算 | 367 |
| 91 | 遺産分割前に死亡した配偶者の税額軽減の特例 | 373 |
| 92 | 配偶者が財産の全部を相続した場合の配偶者の 税額軽減の特例 | 379 |
| 93 | 配偶者の税額軽減の申告手続 | 383 |
| 94 | 遺産分割協議書その他の財産の取得の状況を証する書類 | 394 |
| 95 | 贈与税額控除がある場合の配偶者の税額軽減 | 401 |
| 96 | 贈与税額控除額が相続税額を超える場合 | 404 |
| 97 | 未成年者控除 | 406 |
| 98 | 法定相続人の数への算入が制限された相続人の未成年者控除 | 411 |
| 99 | 未成年者控除の控除不足の取扱い | 413 |
| 100 | 相続税額がない場合の未成年者控除 | 417 |
| 101 | 相次相続控除 | 420 |
| 102 | 成年被後見人の相続税における障害者控除の適用 | 423 |

第6章 小規模宅地等の特例

| | | |
|-----|--|-----|
| 103 | 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の 特例の概要 | 430 |
| 104 | 特定事業用宅地等 | 446 |
| 105 | 「特定事業用宅地等」と「貸付事業用宅地等」がある場合 | 450 |
| 106 | 不動産貸付業等の範囲 | 454 |
| 107 | 相続開始前3年以内に貸付開始した宅地等の 小規模宅地等の特例 | 457 |
| 108 | 事業用建物等の建築中に相続が開始した場合 | 463 |
| 109 | 被相続人等の居住の用に供されていた小規模宅地等の範囲 | 466 |
| 110 | 被相続人の病院入院により空家となっていた建物の敷地 | 468 |
| 111 | 被相続人が老人ホームへ入居したために空家となっていた 建物の敷地 | 470 |
| 112 | 老人ホーム入所後に建て替えられた建物の敷地を 相続した場合の小規模宅地等の特例 | 475 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 113 | 居住用宅地等を取得した相続人が相続税の申告期限前に 単身赴任した場合 | 482 |
| 114 | 共同で建物を建築した場合の小規模宅地の特例の適用 | 486 |
| 115 | 被相続人所有の宅地に被相続人及び相続人が建物を 建築していた場合の小規模宅地の特例の適用 | 493 |
| 116 | 家なき子と呼ばれる親族が相続した場合の 小規模宅地等の特例 | 503 |

第7章 相続税の申告と更正の請求

| | | |
|-----|---|-----|
| 117 | 「相続の開始のあったことを知った日」の判定 | 510 |
| 118 | 両親が相次いで死亡した場合の相続税の申告 | 515 |
| 119 | 失踪に伴う相続税の申告義務 | 517 |
| 120 | 胎児がいる場合の申告方法 | 523 |
| 121 | 認知による相続人の異動 | 529 |
| 122 | 特別縁故者の申告 | 535 |
| 123 | 米国に居住する相続人の印鑑登録証明書 | 541 |
| 124 | 修正申告と更正の請求の特則 | 546 |
| 125 | 相続税法32条と国税通則法23条1項の更正の請求の期限 | 553 |
| 126 | 相続人が相続財産であることを認識していた財産の 申告漏れに係る重加算税の賦課 | 561 |

第8章 家族信託の課税関係

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 127 | 遺言信託があった場合の相続税の課税 | 570 |
| 128 | 受益権を分割した信託が設定された場合の課税関係 | 578 |
| 129 | 後継ぎ遺贈型受益者連続信託が設定された場合の課税関係 | 585 |

第9章 相続時精算課税

| | | |
|-----|--------------|-----|
| 130 | 相続時精算課税制度の概要 | 592 |
|-----|--------------|-----|

| | | |
|-----|---|-----|
| 131 | 株式等の価額が変動する財産についての 相続時精算課税制度の適用 | 598 |
| 132 | 相続時精算課税制度の適用を受けていた場合の相続税の計算 | 600 |
| 133 | 被相続人の死亡と同じ年に贈与を受けた財産に係る 相続時精算課税制度の適用 | 602 |
| 134 | 贈与を受けた者が贈与税の申告前に死亡した場合の 相続時精算課税の適用 | 606 |
| 135 | 相続時精算課税を選択した後の少額贈与に係る贈与税の 申告の要否 | 609 |

第10章 非上場株式の相続税・贈与税納税猶予及び免除

| | | |
|-----|--|-----|
| 136 | 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予及び免除の特例の概要 | 614 |
| 137 | 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予（一般措置） | 620 |
| 138 | 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予（一般措置）の 適用を受けるための株式等の数 | 632 |
| 139 | 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予（特例措置） | 635 |
| 140 | 非上場株式等に係る相続税の納税猶予（一般措置） | 647 |
| 141 | 非上場株式等に係る相続税の納税猶予（特例措置） | 664 |

凡 例

| | |
|-------------------|------------------------|
| 通則法 | → 国税通則法 |
| 相法 | → 相続税法 |
| 相令 | → 相続税法施行令 |
| 相規 | → 相続税法施行規則 |
| 相基通 | → 相続税法基本通達 |
| 評基通 | → 財産評価基本通達 |
| 所法 | → 所得税法 |
| 所令 | → 所得税法施行令 |
| 所規 | → 所得税法施行規則 |
| 所基通 | → 所得税基本通達 |
| 法法 | → 法人税法 |
| 法令 | → 法人税法施行令 |
| 法基通 | → 法人税基本通達 |
| 徴法 | → 国税徴収法 |
| 徴基通 | → 国税徴収法基本通達 |
| 措法 | → 租税特別措置法 |
| 措令 | → 租税特別措置法施行令 |
| 措規 | → 租税特別措置法施行規則 |
| 措通 | → 租税特別措置法関係通達 |
| 家事事件手続法 | → 家事事件手続法 |
| 民法 | → 民法 |
| 借地借家法 | → 借地借家法 |
| 地法 | → 地方税法 |
| 都市計画法 | → 都市計画法 |
| 建築基準法 | → 建築基準法 |
| 文化財保護法 | → 文化財保護法 |
| 遺言書保管法 | → 法務局における遺言書の保管等に関する法律 |
| 東京地裁平15.4.25 判決 | → 東京地方裁判所平成15年4月25日判決 |
| 最高裁平20.10.10 判決 | → 最高裁平成20年10月10日判決 |
| 国税不服審判所平25.1.5 裁決 | → 国税不服審判所平成25年1月5日裁決 |

第1章 相続税の課税原因等

1 失踪宣告とその取消しの効果

Question

土地と建物を所有している者が長い間行方不明で、その生死も分からない場合に、その行方不明者の配偶者や子供が行方不明者の所有財産等を引き継ぐためには、どのような手続が必要となりますか。

Answer

生死不明の状態が、通常の場合（普通失踪）は7年間、特別な危難に遭遇した場合（特別失踪）は危難が去ってから1年間、それぞれ継続している場合に、その生死不明の不在者に対する失踪宣告をすることについて、法律上の利害関係を有する者が家庭裁判所に失踪宣告の請求をし、家庭裁判所の失踪を宣告する審判があったことにより、その不在者は死亡したもものとして相続が開始します。

また、失踪宣告後に不在者の生存が確認された場合には、本人または利害関係人の請求により家庭裁判所は失踪宣告を取り消すこととなりますが、失踪宣告が取り消されるとそれは始めからなかったこととして取り扱われますから、失踪宣告を原因とする法律関係はすべて復活し、原則として、相続人が相続により取得した財産にも移動が生じます。

解説

1 失踪宣告

失踪宣告の制度（民法30～32）は、いわば「みなし死亡」の制度であって、生死不明の不在者（従来の住所または居所を去って帰来しない者（民法25）をいいます。）を家庭裁判所の宣告により死亡したものとみなす取扱いです。行方不明の不在者をいつまでも生存者として取り扱うことは、その財産関係や身分関係につき不確定な法律状態のまま放置することになり不都合が生じるからです。

すなわち、不在者につき民法はまず、その者の生存を前提に残留財産の管理をして不在者の帰来を待つ態度を採っていますが（民法25～29）、最終的には、次のような要件の下で、不在者は死亡したものとみなされることとなります。

- (1) 不在者につきその生死が不明であること。
- (2) 生死不明の状態が、通常の場合（普通失踪）は7年間継続すること、特別な危難に遭遇した場合（特別失踪）は危難が去ってから1年間継続すること。
- (3) 不在者に失踪宣告をすることにつき法律上の利害関係を有する者が請求すること。
- (4) 家庭裁判所（管轄は、不在者の住所地の家裁）が公告（公告期間は、普通失踪は3か月以上、特別失踪では1か月以上）をして不在者に生存の届出及び不在者の生死を知る者に届出を促し、これら届出のなかった場合に、失踪を宣告する審判を行うこと（家事事件手続法148、家事事件手続規則88）。

失踪宣告の申立てがされると、申立人や不在者の親族などに対し、家庭裁判所調査官による調査が行われます。その後、裁判所が定めた期間内（3か月以上、危難失踪の場合は1か月以上）に、不在者は生存の届出をするように、また、不在者の生存を知っている人はその届出をするように官報や裁判所の掲示板で催告をして、その期間内に届出などがなかったときに失踪の宣告がされます。

そして、失踪宣告の審判が確定すると、家庭裁判所から失踪者の本籍地の市町村長にその旨が通知されますが、失踪宣告の審判を請求した者も、審判が確定してから10日以内に失踪の届出の戸籍の届出を行う必要があります（戸籍法94、89①）。

また、失踪宣告の効果は、普通失踪では7年の期間満了の時に、特別失踪ではその特別な危難の去った時に、それぞれ死亡したものとみなされますから、普通失踪の場合、例えば、失踪から10年経過した者に失踪宣告があったときの死亡とみなされる時期は、失踪宣告時ではなく、失踪から7年を経過した時となり、その時点で、相続の開始や婚姻関係の終了などの効果が生じます。

2 失踪宣告の取消し

失踪宣告を受けた者の生存が確認された場合や、失踪宣告により死亡したとみなされた時と異なる時に死亡したことが後日証明された場合には、家庭裁判所は、本人または利害関係人の請求により、失踪宣告を取り消すこととなります。

失踪宣告が取り消されると、失踪宣告は初めからなかったこととして取り扱われますから、失踪宣告を原因とする法律関係はすべて復活し、相続により取得した財産にも移動が生じます。

しかし、これは利害関係者に不測の損害を与えることにもなりかねませんので、民法は、次の2つの制限規定を設けています。

- (1) 失踪の宣告後、その取消しまでの間に両当事者の善意で行われた行為は、その効力に影響がないこと（民法32①後段）。
- (2) 失踪宣告を直接の原因として財産を取得した者は、その返還義務を負うことになるが、無制限ではなく、その財産が原形のまま、または形を変えて残存する限度で返還すれば足りること（民法32②ただし書き）。

失踪宣告を相続開始の原因として財産を取得した者は、失踪宣告の取消しにより無権利者になりますが、失踪宣告の取消し前の遺産の処分行為は、本人及び相手方が善意である限り無効にはならず、取引の安全が保護されることになります。ここでいう善意とは、失踪宣告が事実と反することを知らないことをいいますが、この善意は遺産処分行為の当事者の双方に必要だと一般には解されています。

また、遺産分割により取得した財産の返還義務の範囲は、民法32条2項ただし書きによって、現に「利益を受けている限度においてのみ」とされています。

参考法令

民法

第30条（失踪の宣告）

- ① 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
- ② 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後1年間明らかでないときも、前項と同様とする。

第31条（失踪の宣告の効力）

前条第1項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第2項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

第32条（失踪の宣告の取消し）

- ① 失踪者が生存すること又は前条に規定する時と異なる時に死亡したことの証明があったときは、家庭裁判所は、本人又は利害関係人の請求により、失踪の宣告を取り消さなければならない。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない。
- ② 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失う。ただし、現に利益を受けている限度においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

家事事件手続法

第116条

裁判所書記官は、次に掲げる場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、遅滞なく、戸籍事務を管掌する者又は登記所に対し、戸籍の記載又は後見登記等に関する法律に定める登記を嘱託しなければならない。ただし、戸籍の記載又は同法に定める登記の嘱託を要するものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。

- 一 別表第1に掲げる事項についての審判又はこれに代わる裁判が効力を生じた場合
- 二 審判前の保全処分が効力を生じ、又は効力を失った場合

第148条

- ① 失踪の宣告の審判事件は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
- ③ 家庭裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第2号及び第4号の期間が経過しなければ、失踪の宣告の審判をすることができない。この場合において、第2号及び第4号の期間は、民法第30条第1項の場合にあっては3月を、同条第2項の場合にあっては1月を下ってはならない。
 - 一 不在者について失踪の宣告の申立てがあったこと。
 - 二 不在者は、一定の期間までにその生存の届出をすべきこと。
 - 三 前号の届出がないときは、失踪の宣告がされること。
 - 四 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

最高裁判所規則（家事事件手続規則）

第88条（公告すべき事項・家事事件手続法第148条）

法第148条第3項の規定による公告には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を掲げなければならない。

- 一 申立人の氏名又は名称及び住所
- 二 不在者の氏名、住所及び出生の年月日

第89条（失踪の宣告の審判等の確定の公告及び通知・家事事件手続法第148条等）

- ① 失踪の宣告の審判が確定したときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、失踪者の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対し、その旨を通知しなければならない。
- ② 前項の規定は、失踪の宣告の取消しの審判が確定した場合について準用する。

戸籍法

第63条

- ① 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から10日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第94条

第63条第1項の規定は、失踪宣告又は失踪宣告取消の裁判が確定した場合においてその裁判を請求した者にこれを準用する。この場合には、失踪宣告の届書に民法第31条の規定によつて死亡したとみなされる日をも記載しなければならない。

2 認定死亡

Question

海水浴に行って溺れて行方不明となり、生存の可能性がない者であっても、その者の相続人が行方不明者の財産を相続するために、行方不明者に対する失踪宣告を受ける必要がありますか。

Answer

水難、火災その他の事変により、死体が発見されない場合で、その者の死亡が確実であるときには、取調べをした官庁または公署が死亡地の市町村長に死亡報告をし、これによって戸籍簿に死亡記載がなされることになっています。これを「認定死亡」といい、これによって相続が開始することになります。

解 説

通常、人の死亡の事実及びその日時の証明は、医師の死亡診断書または死体検案書によって行われますから、届出義務者が、これを添付して死亡の事実を知った日から7日以内に市町村長へ死亡の届出をすることになります（戸籍法86）。

ところが、死亡の蓋然性が極めて高くても、死体が発見されない限り戸籍簿に死亡の記載をしてもらえず、したがって特別失踪手続をとるほかはないということになりますと、長期間、身分関係や財産が不安定な状況になります。そこで、水難、火災その他の事変により、死体は発見されないが死亡が確実である場合には、取調べをした官庁または公署が死亡地の市町村長に死亡報告をし、これによって戸籍簿に死亡記載がなされることになっています（戸籍法89）。

これが「認定死亡」の取扱いです。もちろん、これによって相続も開始することになります。

しかし、「認定死亡」は、死亡を事実として認定したものであり、失踪宣告のように死亡とみなす制度ではありません。したがって、死亡とされた戸籍の記載が実は事実と反していた、というような場合には、失踪宣告の場合と異な

り、「取消し」というような制度はありませんから、戸籍の記載の誤りを裁判上で個々に争って訂正しなければなりません。

参考法令

戸籍法

第86条

- ① 死亡の届出は、届出義務者が、死亡の事実を知った日から7日以内（国外で死亡があつたときは、その事実を知った日から3箇月以内）に、これをしなければならない。
- ② 届書には、次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付しなければならない。
 - 一 死亡の年月日時分及び場所
 - 二 その他法務省令で定める事項

第89条

水難、火災その他の事変によつて死亡した者がある場合には、その取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。但し、外国又は法務省令で定める地域で死亡があつたときは、死亡者の本籍地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。

3 認知

Question

内縁関係にある父と母の間に生まれた子について、父親が死亡し、相続が開始しましたが、その子と父親は、法律上親子関係がありませんので、財産の相続ができません。

父親の死亡後に、その子は検察官を相手に認知の訴えを提起し、争っていたところ、父親の遺言書が発見されました。この遺言書には、子を認知する旨が記載されていましたが、この場合、どうすれば、父親の遺産を子が相続することができるのでしょうか。

Answer

遺言による認知の場合は、遺言執行者が戸籍の届出をすることによって、子の出生時に遡って父親と子の親子関係が発生しますから、これによって子は父親の遺産を相続することができます。

解説

「認知」とは、嫡出でない子（非嫡出子）と親との間で法律上の親子関係を生じさせる手続をいいます。

父親と母親との間に婚姻関係がない場合、その間に生まれた子、すなわち非嫡出子と母との間の親子関係は、分娩の事実によって当然に発生します（最高裁昭37.4.27判決）から、母親の認知は特に必要なく、母による出生届（戸籍法52②）により母子関係の効力が発生し、かつ、嫡出子との区別もないものとなります。

しかし、非嫡出子と父親との親子関係は、認知によってはじめて成立します。したがって、認知前には、その子に父親に対する相続権はありません。

認知の方法には、任意認知と強制認知があり、任意認知には、(イ)生前に行う認知と、(ロ)遺言による認知（民法781②）の2つがあります。

任意認知は、文字どおり任意に行う認知であり（民法779）、戸籍の届出（市町村長への「認知届」の提出）をすることにより効力を生じます（戸籍法60～62）。一

方、遺言による認知の場合は、遺言執行者が戸籍の届出をします（戸籍法64）。

認知には原則として被認知者の意思を問いませんが、成年の子を認知する場合には、認知される者の承諾が必要となります（民法782）。また、胎児を認知することもできますが、この場合はその母の承諾が必要となります（民法783①）。

父親が進んで認知をしないときは、子、その直系卑属またはこれらの者の法定代理人から、家事調停の手続を踏んだ上で「認知の訴」を起こすことができます（民法787）。これを強制認知または裁判認知といいますが、家事調停における当事者間に申立ての趣旨のとおり審判を受けることについて合意が成立しているときには、家庭裁判所の審判によることもできます（家事事件手続法244、257、277）。

なお、父または母が死亡した後も、検察官を相手どって「死後認知」を求めることができます（人事訴訟法42①）、父または母の死後3年を経過すると認知の訴は提起できなくなります（民法787ただし書）。

認知の主たる効果は、子の出生時に遡って親子関係が生じることです（民法784）。しかし、この効果を相続の場合にも適用しますと、既に行われた遺産分割も無効になり複雑な問題が生じますので、他の共同相続人が既に遺産の分割その他の処分をした後であるときは、被認知者には価額による支払請求権のみを認めるという便法が採られています（民法910）。

参考法令

最高裁昭和37年4月27日第二小法廷判決 （親子関係存在確認請求事件）

母とその非嫡出子との間の親子関係は、原則として、母の認知をまたず、分娩の事実により当然発生すると解するのが相当である。

民法

第779条（認知）

嫡出でない子は、その父又は母がこれを認知することができる。

第781条（認知の方式）

- ① 認知は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによってする。
- ② 認知は、遺言によっても、することができる。

第782条（成年の子の認知）

成年の子は、その承諾がなければ、これを認知することができない。

第783条（胎児又は死亡した子の認知）

- ① 父は、胎内に在る子でも、認知することができる。この場合においては、母の承諾を得なければならない。

第787条（認知の訴え）

子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。ただし、父又は母の死亡の日から3年を経過したときは、この限りでない。

第784条（認知の効力）

認知は、出生の時にさかのぼってその効力を生ずる。ただし、第三者が既に取得した権利を害することはできない。

第910条（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）

相続の開始後認知によって相続人となった者が遺産の分割を請求しようとする場合において、他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしたときは、価額のみによる支払の請求権を有する。

人事訴訟法

第2条（定義）

この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（以下「人事に関する訴え」という。）に係る訴訟をいう。

- 一 婚姻の無効及び取消しの訴え、離婚の訴え、協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え
- 二 嫡出否認の訴え、認知の訴え、認知の無効及び取消しの訴え、民法第773条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え
- 三 養子縁組の無効及び取消しの訴え、離縁の訴え、協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

第42条（認知の訴えの当事者等）

- ① 認知の訴えにおいては、父又は母を被告とし、その者が死亡した後は、検察官を被告とする。

家事事件手続法**第244条（調停事項等）**

家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件（別表第一に掲げる事項についての事件を除く。）について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

第257条（調停前置主義）

- ① 第244条の規定により調停を行うことができる事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならない。
- ② 前項の事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、裁判所は、職権で、事件を家事調停に付さなければならない。ただし、裁判所が事件を調停に付することが相当でないと認めるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合には、事件を管轄権を有する家庭裁判所に処理させなければならない。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、事件を管轄権を有する家庭裁判所以外の家庭裁判所に処理させることができる。

第277条（合意に相当する審判の対象及び要件）

- ① 人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の手続において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、第1号の合意を正当と認めるときは、当該合意に相当する審判（以下「合意に相当する審判」という。）をすることができる。ただし、当該事項に係る身分関係の当事者の一方が死亡した後は、この限りでない。
 - 一 当事者間に申立ての趣旨のとおり審判を受けることについて合意が成立していること。
 - 二 当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと。

戸籍法**第52条**

- ① 嫡出子出生の届出は、父又は母がこれをし、子の出生前に父母が離婚をした場合には、母がこれをしなければならない。
- ② 嫡出でない子の出生の届出は、母がこれをしなければならない。

第60条

認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

- 一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍

- 二 死亡した子を認知する場合には、死亡の年月日並びにその直系卑属の氏名、出生の年月日及び本籍

第63条

- ① 認知の裁判が確定したときは、訴を提起した者は、裁判が確定した日から10日以内に、裁判の謄本を添附して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第64条

遺言による認知の場合には、遺言執行者は、その就職の日から10日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第60条又は第61条の規定に従つて、その届出をしなければならない。